

改正案

現行

<p>（相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え） 第四条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十一条第一項の規定において相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十一条から第二十三条の二までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える会社 法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
		<p>第二十一条</p> <p>譲渡会社</p>	<p>第二十一条第一項</p> <p>事業を譲り受けた会社</p>	<p>譲渡相互会社</p> <p>相互会社の事業を譲り受けた会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）若しくは商人（会社を除く。以下この項及び次項において同じ。）又は会社若しく</p>
<p>（相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え） 第四条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十一条第一項の規定において相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十一条及び第二十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える会社 法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
		<p>第二十一条第一項</p> <p>譲受会社</p>	<p>第二十一条第一項</p> <p>譲受者</p>	

項 第二十二條第二					
事業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="354 470 651 761">譲渡会社の事業</td> <td data-bbox="651 470 1045 761">譲渡会社の商号</td> <td data-bbox="1045 470 1145 761">譲受会社</td> <td data-bbox="1145 470 1361 761"></td> </tr> </table>	譲渡会社の事業	譲渡会社の商号	譲受会社	
譲渡会社の事業	譲渡会社の商号	譲受会社			
事業又は営業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="354 761 651 1120"> <p>譲渡相互会社等若しくは事業を譲渡した会社又は営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡者」という。）の事業又は営業</p> </td> <td data-bbox="651 761 1045 1120"> <p>譲渡した商人の商号</p> </td> <td data-bbox="1045 761 1145 1120">譲受者</td> <td data-bbox="1145 761 1361 1120"> <p>は相互会社（外国相互会社を含む。）の事業若しくは商人の営業を譲り受けた相互会社</p> </td> </tr> </table>	<p>譲渡相互会社等若しくは事業を譲渡した会社又は営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡者」という。）の事業又は営業</p>	<p>譲渡した商人の商号</p>	譲受者	<p>は相互会社（外国相互会社を含む。）の事業若しくは商人の営業を譲り受けた相互会社</p>
<p>譲渡相互会社等若しくは事業を譲渡した会社又は営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡者」という。）の事業又は営業</p>	<p>譲渡した商人の商号</p>	譲受者	<p>は相互会社（外国相互会社を含む。）の事業若しくは商人の営業を譲り受けた相互会社</p>		
項 第二十二條第二					
所在地において譲渡会					
国相互会社を含む。）であ	<p>会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）であ</p>				

譲受会社及び譲渡会社	<p>譲受会社とその本店の所在地において譲渡会社</p>
譲受者及び譲渡者	<p>会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）である譲受者がその本店若しくは主たる事務所（日本における主たる店舗をいう。）（以下この項において同じ。）の所在地において譲渡相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合又は相互会社である譲受者がその主たる事務所の所在地において事業を譲渡した会社若しくは譲渡相互会社等若しくは営業を譲渡した商人</p>
譲受会社及び	<p>社</p>
譲受者及び	<p>る譲受者がその本店若しくは主たる事務所（日本における主たる店舗（保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を含む。）の所在地において譲渡相互会社（事業を譲渡した相互会社をいう。以下この項において同じ。）の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合、商人（会社を除く。以下この項において同じ。）である譲受者が譲渡相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合又は相互会社である譲受者がその主たる事務所の所在地において事業を譲渡した会社若しくは営業を譲渡した商人</p>

項 第二十二條第二	項 第二十二條第一				項 第二十二條第四			項 第二十二條第三		
譲受会社	事業	商号	譲渡会社	譲受会社	譲受会社	事業	譲渡会社	事業	譲渡会社	譲受会社
譲受者	事業又は営業	名称又は商号	譲渡者	譲受者	譲受者	事業又は営業	譲渡者	事業又は営業	譲渡者	譲受者
第二十二條第三項及び第四項並びに第二十三條										
譲受会社										
譲受者										

第二十二條の二 第一項	譲渡会社	譲渡者
	譲渡会社	譲渡者
第二十二條の二 第二項	譲受会社	譲受者
	事業	事業又は営業
第二十二條の二 第三項	譲渡会社	譲渡者
	譲受会社	譲受者

(特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五條の三 (略)

(社員総会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)

(特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五條の二の二 (略)

第五條の四 法第三十八條第三項の規定において同條第一項の場合
 について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合にお
 ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八條 第一項	本店	主たる事務所

(特定相互会社の提案権に係る人数)

第五條の五 (略)

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の六 (略)

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取
 消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の七 (略)

(議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の八 (略)

(新設)

(特定相互会社の提案権に係る人数)

第五條の二の三 (略)

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の二の四 (略)

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取
 消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の二の五 (略)

(議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の二の六 (略)

(総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)
 第五条の九 法第四十五条第三項の規定において同条第二項の場合
 について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用する場合にお
 ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八条 第一項	本店	主たる事務所

(新設)

(総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読替
 え)
 第五条の十 法第四十七条第三項の規定において同条第一項及び第
 二項の場合について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用す
 る場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり
 とする。

(新設)

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

第八百六十八条 第一項	本店	主たる事務所
----------------	----	--------

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五条の十一 法第四十九条第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条第一項	本店	主たる事務所
(略)	(略)	(略)

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五条の二の七 法第四十九条第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の十一 (略)

(相互会社の会計参与等の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について準用する会社法の規定の読替え)

第六条の二 法第五十三条の十一の規定において相互会社の会計参与、監査役又は会計監査人の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について会社法第三百四十二条の二第三項及び第三百四十五条第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十二条の二第三項	第二百九十八条第一項第一号	保険業法第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する第二百九十八条第一項第一号
(略)	(略)	(略)

(相互会社における責任を追及する訴え等について準用する会社法の規定の読替え)

第五条の二の八 (略)

(相互会社の会計参与等の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について準用する会社法の規定の読替え)

第六条の二 法第五十三条の十一の規定において相互会社の会計参与、監査役又は会計監査人の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について会社法第三百四十五条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(相互会社における責任を追及する訴え等について準用する会社法の規定の読替え)

第七條の四 法第五十三條の三十七の規定において相互会社における責任を追及する訴えについて会社法第八百五十條第四項並びに第八百五十一條第一項（第一号を除く。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十條第四項	第五十五條、第二百一十二條第二項、第二百一十三條第三項、第二百一十三條第五項、第二百一十三條第二項、第二百一十六條第二項、第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五條の三第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に	保險業法第三十條の十四において準用する第五十五條並びに同法第五十三條の三十四（同法第八十條の十一第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五條の三第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）

第七條の四 法第五十三條の三十七の規定において相互会社における責任を追及する訴えについて会社法第八百五十條第四項並びに第八百五十一條第一項（第一号を除く。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十條第四項	第五十五條、第二百一十二條第五項、第四百二十四條第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五條の三第四項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）	保險業法第三十條の十四において準用する第五十五條並びに同法第五十三條の三十四（同法第八十條の十一第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五條の三第四項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）

(相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え))			第二百九条第一 項第一号	第九十九條第一項第 四号	第三号	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(基金の募集について準用する会社法の規定の読替え) 第八条の四 法第六十条の二第四項の規定において法第六十条第一 項の基金の募集について会社法第二百九条第一項第一号の規定を 準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の とおりとする。	2 (略)	(略)	(略)	(略)	限る。)、第四百六十 四条第二項及び第四百 六十五条第二項

(相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え))			第二百九条第一 号	第九十九條第一項第 四号	第三号	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(基金の募集について準用する会社法の規定の読替え) 第八条の四 法第六十条の二第四項の規定において法第六十条第一 項の基金の募集について会社法第二百九条第一号の規定を準用す る場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり とする。	2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第九条の五 法第六十三条の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四条第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条第一項第三号	業務執行取締役、執行役員又は業務を執行する社員	業務執行取締役（保険業法第五十三条の二第二項に規定する業務執行取締役をいう。）又は執行役員

（組織変更計画に現物出資に関する事項を定めた場合について準用する会社法の規定の読替え）
 第十二条の二 法第九十六条の四の規定において法第九十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について会社法第二百七条第八項及び第二百十三条第一項（第一号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第九条の五 法第六十三条の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四条第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条第一項第三号	業務執行取締役、執行役員又は業務を執行する社員	業務執行取締役（保険業法第五十三条の二十四第三項に規定する業務執行取締役をいう。）又は執行役員

（組織変更計画に現物出資に関する事項を定めた場合について準用する会社法の規定の読替え）
 第十二条の二 法第九十六条の四の規定において法第九十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について会社法第二百七条第八項及び第二百十三条第一項（第一号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

法の規定	第二百七条第八項	申込み又は第二百五十五条第一項の契約	申込み
(略)	(略)	(略)	(略)

2 法第九十六条の四の規定において同条において準用する会社法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求め訴えについて同法第八百四十九条第二項及び第八項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三項	、株式会社交換等完全親会社又は最終完全親会社等	又は株式会社交換等完全親会社
	、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終	又は当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社

法の規定	第二百七条第八項	申込み又は第二百五十五条の契約	申込み
(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

	完全親会社等の完全子会社等である株式会社	
第八百四十九条第八項	規定及び前項の最終完全親会社等が株式会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定	規定
	これらの	同項の

(出資の履行を仮装した組織変更時発行株式の引受人の責任について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の二の二 法第九十六条の四の二の規定において同条において準用する会社法第二百十三条の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴えについて同法第八百四十九条第三項及び第八項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(新設)

<p>第八百四十九条 第三項</p>	<p>株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等</p>	<p>又は株式交換等完全親会社</p>
<p>第八百四十九条 第八項</p>	<p>、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社</p>	<p>又は当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社</p>
<p>第八百四十九条 第八項</p>	<p>規定及び前項の最終完全親会社等が株式会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定</p>	<p>規定</p>
<p>第八百四十九条 第八項</p>	<p>これらの</p>	<p>同項の</p>

(組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の三 (略)

2 法第九十六条の五第三項の規定において組織変更株式交換完全

(組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の三 (略)

2 法第九十六条の五第三項の規定において組織変更株式交換完全

親会社について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(削る)	(削る)
第七百九十六条第二号	第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八条第四号又は第七百六十八条	保険業法第九十六条の七第二号又は第三号	(略)	(削る)	(削る)
				第七百九十六条第二項第一号八	存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額
					金銭

親会社について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(新設)
				第七百九十六条第二項第二号	(新設)
				第七百九十六条第三項第一号八	存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額
					金銭
				第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八条第四号又は第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号	保険業法第九十六条の七第二号又は第三号

		第一項第二号若しくは第三号	
(略)	(略)	(略)	(略)

(組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の四 法第九十六条の九第五項の規定において組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社について会社法第八百十一条第一項(第一号を除く。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

2 法第九十六条の九第五項の規定において同条第一項第九号の株式会社について会社法第三百九条第二項(各号を除く。)、第八百六条第三項、第八百八条第三項(第一号及び第二号を除く。)&及び第八十条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

(組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について準用する商業登記法等の規定の読替え)

(略)	(略)	(略)	(略)

(組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の四 法第九十六条の九第四項の規定において組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社について会社法第八百十一条第一項(第一号を除く。)&及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

2 法第九十六条の九第四項の規定において同条第一項第九号の株式会社について会社法第三百九条第二項(各号を除く。)&、第八百六条第三項、第八百八条第三項(第一号及び第二号を除く。)&及び第八十条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

(組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について準用する商業登記法等の規定の読替え)

第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十九条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文
(略)	同条第三項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項
(略)	(略)	(略)

2 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移動をする場合について会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合における

第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十九条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文
(略)	同条第四項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項
(略)	(略)	(略)

2 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移動をする場合について会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合における

当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第九百二十五条 第五号	第九百二十五条 第三号	第九百二十五条 第八百四十一条の株 主総会	(略)	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百二十五条 第八百十条	第九百二十五条 第八百六条第三項	第九百二十五条 第八百四十一条の株 主総会	(略)	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百二十五条 第五号	第九百二十五条 第三号	第九百二十五条 第八百四十一条の株 主総会	(略)	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第九百二十五条 第五号	第九百二十五条 第三号	第九百二十五条 第八百四十一条の株 主総会	(略)	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百二十五条 第八百十条	第九百二十五条 第八百六条第三項	第九百二十五条 第八百四十一条の株 主総会	(略)	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百二十五条 第五号	第九百二十五条 第三号	第九百二十五条 第八百四十一条の株 主総会	(略)	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第九十条第六号 (略)	株式移転完全子会社	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	(略)	(略)	3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	二号を除く。
第九十条第六号 (略)	株式移転完全子会社	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	(略)	(略)	3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	二号を除く。
会社法第八百四十四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四十四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百四十四条第一項及び第三項							

第九十条第七号	株式移転完全子会社	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
(略)	(略)	(略)
(略)	会社法第八百十条第二項	同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項

(株式会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併等について準用する法の規定の読替え)

第十七条の二 法第百六十五条第六項の規定において同条第一項の新設合併について法第九十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

2 法第百六十五条第六項の規定において新設合併消滅相互会社について法第百六十二条第三項の規定を準用する場合における当該

第九十条第七号	株式移転完全子会社	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
(略)	(略)	(略)
(略)	会社法第八百十条第二項	同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百十条第二項

(株式会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併等について準用する法の規定の読替え)

第十七条の二 法第百六十五条第五項の規定において同条第一項の新設合併について法第九十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

2 法第百六十五条第五項の規定において新設合併消滅相互会社について法第百六十二条第三項の規定を準用する場合における当該

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

(消滅株式会社に対する株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の三 法第百六十五条の五第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十五条第五項及び第八項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七百八十五条第八項	吸収合併等	吸収合併又は新設合併
(略)	(略)	(略)

(消滅株式会社に対する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表 略)

(消滅株式会社に対する株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の三 法第百六十五条の五第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十五条第五項及び第七項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七百八十五条第七項	吸収合併等	吸収合併又は新設合併
(略)	(略)	(略)

(消滅株式会社に対する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の四 法第百六十五条の六第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十七條第五項及び第九項並びに第七百八十八條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七百八十七條第九項	吸収合併等	吸収合併又は新設合併
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

(消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)

第十七条の四 法第百六十五条の六第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十七條第五項及び第七項並びに第七百八十八條第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七百八十七條第七項	吸収合併等	吸収合併又は新設合併
(略)	(略)	(略)
第七百八十八條第五項	次の各号に掲げる新株 予約権の区分に応じ、 当該各号に定める時	効力発生日

(消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)

第十七条の五 法第百六十五条の七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七十条第七項	前各項	前三項及び第百六十五条の七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併又は新設合併
第七十条第八項	前各項	第四項から前項まで及び第百六十五条の七第一項から第三項まで

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)
第十七条の七 (略)

2 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に

第十七条の五 法第百六十五条の七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七十条第七項及び第八項	前各項	第四項から前項まで及び第百六十五条の七第一項から第三項まで
(新設)	(新設)	(新設)

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)
第十七条の七 (略)

2 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に

ついで法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百九十七条第五項及び第八項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七百九十七条第八項	吸収合併等	吸収合併

3・4 (略)

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十 法第百六十五条の十七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

ついで法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百九十七条第五項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七百九十七条第七項	吸収合併等	吸収合併

3・4 (略)

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十 法第百六十五条の十七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

第八十条第二号	(略)	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読み替)</p> <p>第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	組織変更
第八十条第二号	(略)	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読み替)</p> <p>第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
第八十条第二号	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	吸収合併又は新設合併	第八十八条第七項	前三項及び第六十五条の十七第一項から第三項まで

第二十一条	譲渡会社	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	<p>(外国相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第二十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第九十八条第一項の規定において外国相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十一条から第二十三条の二までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	(略)	(略)	第一項本文又は第二項本文	同条第三項
		読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句				第一項本文	同条第二項
第二十一条第一項	事業を譲り受けた会社	譲渡外国相互会社	外国相互会社の事業を譲り		(略)	(略)		

第二十一条第一項	譲受会社	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	<p>(外国相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第二十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第九十八条第一項の規定において外国相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十二条及び第二十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	(略)	(略)	第一項本文又は第三項本文	同条第四項
		読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句				第一項本文	同条第二項
第二十一条第一項	譲受者				(略)	(略)		

項 第二十二條第二					項
事業	譲渡会社の事業	譲渡会社の商号	譲受会社		
事業又は営業	譲渡外国相互会社若しくは事業を譲渡した会社又は営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡者」という。）の事業又は営業	譲渡外国相互会社の名称又は事業を譲渡した会社若しくは営業を譲渡した商人の商号	譲受者	受けた会社若しくは外国相互会社若しくは商人（会社を除く。以下この項及び次項において同じ。）又は会社若しくは外国相互会社の事業若しくは商人の営業を譲り受けた外国相互会社	
項 第二十二條第二					項
所在地において譲渡会					項
国相互会社を含む。）であ					項

譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社	会社若しくは外国相互会社である譲受者がその本店若しくは日本における主たる店舗（保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下この項において同じ。）の所在地において譲渡外国相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合、商人である譲受者が譲渡外国相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合又は外国相互会社である譲受者がその日本における主たる店舗の所在地において事業を譲渡した会社若しくは外国相互会社若しくは営業を譲渡した商人
-----------------------	--

社	譲受者がその本店若しくは主たる事務所（日本における主たる店舗（保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の所在地において譲渡外国相互会社（事業を譲渡した外国相互会社をいう。以下この項において同じ。）の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合、商人（会社を除く。以下この項において同じ。）である譲受者が譲渡外国相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合又は外国相互会社である譲受者がその日本における主たる店舗の所在地において事業を譲渡した会社若しくは営業を譲渡した商人
---	--

項 第二十二條第一				項 第二十二條第四			項 第二十二條第三			
事業	商号	譲渡会社	譲受会社	譲受会社	事業	譲渡会社	事業	譲渡会社	譲受会社	譲受会社及び譲渡会社
事業又は営業	名称又は商号	譲渡者	譲受者	譲受者	事業又は営業	譲渡者	事業又は営業	譲渡者	譲受者	譲受者及び譲渡者
										項及び第四項並びに第二十三條
										譲受会社及び
										譲受者
										譲受者及び

第二十二條第二項	讓受会社	讓受者
	讓渡会社	讓渡者
第二十二條の二 第一項	讓渡会社	讓渡者
	讓受会社	讓受者
第二十二條の二 第二項	讓受会社	讓受者
	讓渡会社	讓渡者
第二十二條の二 第三項	讓受会社	讓受者
	讓渡会社	讓渡者

(外国少額短期保険主要株主等に関する読替え)
第三十八條の十四 法第二百七十二條の四十一の規定による外国少

(外国少額短期保険主要株主等に関する読替え)
第三十八條の十四 法第二百七十二條の四十一の規定による外国少

額短期保険主要株主等（同条に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	取締役及び監査役	取締役及び監査役又はこれらに類する職にある者	(略)	取締役及び執行役	取締役及び執行役又はこれらに類する職にある者
(略)	取締役、	取締役又はこれに類する職にある者、	第二百七十二条の三十六第一項第四号	取締役及び執行役	取締役及び執行役又はこれらに類する職にある者

額短期保険主要株主等（同条に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。